地域振興局長 様

林務部長

治山事業(森林整備)設計標準歩掛の一部改正について(通知)

このことについて、別紙のとおり治山事業(森林整備)設計標準歩掛(平成 11 年 11 月 1 日適用)を一部改正しますので、下記により適用してください。 なお、貴職管内市町村等へも周知をお願いします。

記

1 改正歩掛及び改正内容

歩掛名	改正内容
留意事項	各種準用元の基準書の更新
第1地拵え	森林整備保全事業標準歩掛に準じるため詳細削除
第4仮植	森林整備保全事業標準歩掛に準じるため詳細削除
第7苗木運搬(人肩)	森林整備保全事業標準歩掛に準じるため詳細削除
第 13 除伐	森林整備保全事業標準歩掛に準じるため詳細削除
第 18 獣害防除	令和4年度森林整備保全事業標準歩掛の改正に伴う歩掛改正
第25集草・積込	国土交通省基準書(令和4年度版)を参考に独自歩掛化
第 29 標識工	自然公園等工事積算基準(令和3年3月)準用

2 適用年月日

令和4年11月28日以降に起工起案する森林整備業務から適用

- 3 改正データの保存先等
- (1)新職員ポータル:通知・様式集 > 10 林務部 > 01 森林政策課 > 00 専門指導 > 01 森林整備業務> 05 治山事業(森林整備)設計標準歩掛
- (2) 県公式ホームページに掲載します。

(担当)森林政策課 指導担当 (課長)柳原 健 (担当)増井 僚 (電話)026-235-7265 (FAX)234-0330 (防災電話)8-231-3226

(mail)rinsei@pref.nagano.lg.jp

(担当)森林づくり推進課 治山係(課長)中島 治 (担当)伊藤 晃(電話)026-235-7271 (FAX)234-0330(防災電話)8-231-3261(mail)shinrin@pref.nagano.lg.jp